

# 独立行政法人酒類総合研究所試験研究施設等利用規程

平成 14 年 3 月 20 日

酒類総合研究所訓令第 31 号

改正 平 18 酒類総合研究所訓令第 24 号

改正 平 26 酒類総合研究所訓令第 1 号

## (目的)

第 1 条 独立行政法人酒類総合研究所（以下「研究所」という。）が保有する試験研究施設、機器等（以下「試験研究施設等」という。）の有効利用を図るため、外部者による当該試験研究施設等の利用に関して必要な事項を定める。

## (定義)

第 2 条 試験研究施設等とは、研究所が保有する試験研究を目的として使用する施設、機器等をいう。

2 外部者とは、次に掲げる者をいう。ただし、研究所の研究生、共同研究員等となっている者は含まないものとする。

- 一 大学、公設及び民間試験研究機関関係者
- 二 酒類業関係者
- 三 その他利用目的等から理事長が認めた者

## (利用の目的)

第 3 条 施設、機器等は、次の各号に掲げる場合に利用することができる。

- 一 研究開発を目的とするとき
- 二 教育又は研修を目的とするとき。
- 三 その他理事長が必要と認めたとき。

## (利用時間)

第 4 条 試験研究施設等の利用時間は、原則として月曜日から金曜日（祝日及び年末年始の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、理事長が必要と認めた場合にはこの限りではない。

(利用の申請)

第5条 試験研究施設等を利用しようとする者は、利用しようとする試験研究施設等ごとに利用申請書（別紙様式1）を、理事長に提出しなければならない。

(利用の承認)

第6条 理事長は、前条の規定による申請が、研究所業務に支障を及ぼすことがなく、かつ適当であると認めるときは、これを承認する。

(管理職員)

第7条 理事長は、利用の承認と同時に、当該試験研究施設等の利用にあたり管理に携わる研究所の職員（以下「管理職員」という。）を指名する。

(承認の通知)

第8条 理事長は、利用の承認を、別紙様式2により、申請者に通知するものとする。

(申請事項の変更)

第9条 規定により承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用申請書の記載事項に変更が生じた時には、速やかに管理職員を経由して理事長に届け出て、承認を得なければならない。

2 変更の承認については、第6条の利用承認の規定に準ずる。

(利用者の遵守事項)

第10条 利用者は、研究所の各種規程及び管理職員の指示に従わなければならない。

(報告)

第11条 利用者は、試験研究施設等の利用を終了し、又は中止したときは、速やかにその旨を管理職員に報告するものとする。

2 管理職員は、必要に応じ、利用者に対して、当該試験研究施設等の稼働状況その他利用に係る事項について報告を求めることができる。

(利用承認の取消し等)

第12条 理事長は、利用者が次の各号に該当するときは、当該試験研究施設等の利用の承認を取り消し、又は一定期間当該試験研究施設等の利用を中止させることができる。

- 一 この規程に違反したとき。
- 二 試験研究施設等の利用に重大な支障を生じさせたとき又はそのおそれのあるとき。
- 三 その他利用させることが不相当と認められたとき。

(利用料)

第13条 試験研究施設等の利用料及び納入方法等は、別に定める。

(損害賠償)

第14条 利用者は、故意又は重大な過失により試験研究施設等を破損、滅失又は汚損させたときは、すみやかに当該試験研究施設等の管理職員及び研究企画知財部門長を経由して理事長に届け出るとともに、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成14年3月20日から施行する。

附 則

第14条の改正規定は、平成18年7月10日から施行する。

附 則

第1条及び第2条の改正規定は、平成26年4月1日から施行する。

別紙様式 1

平成 年 月 日

独立行政法人酒類総合研究所理事長 殿

利用申請者（機関の長、実験責任者）

（所属）

（氏名）

印

（連絡先）TEL、FAX、e-mail

試験研究施設等利用申請書

独立行政法人酒類総合研究所の試験研究施設等を利用したいので下記のとおり申請します。

記

1 使用する試験研究施設等

2 使用目的

3 使用期間

年 月 日 ～ 年 月 日

4 使用者（実験者）

別紙様式 2

試験研究施設等利用承認書

(機関の長、実験責任者) 殿

年 月 日付申請に係る試験研究施設等の利用については、(申請のとおり、下記の条件を付して)これを承認します。

なお、本利用に係る当該試験研究施設等の管理に携わる職員は下記のとおりですので、その指示に従って下さい。

平成 年 月 日

独立行政法人酒類総合研究所理事長

記

1 承認条件

2 試験研究施設等の管理に携わる職員

所属

氏名

連絡先：独立行政法人酒類総合研究所  
研究企画知財部門

TEL 082-420-0800 (代)

e-mail info@nrrib.go.jp